



下記書類を送達すべきところ、その方の住所等が不明であるため送達できないので、  
地方税法第20条の2第1項の規定により、下記のとおり公示送達します。  
なお当該書類は、送達を受けるべき方の申出により交付します。

令和8年6月22日

宇治田原町長

勝谷 聡



記

1. 送達する書類

令和8年度 固定資産税 第1期 督促状

2. 送達を受ける者

通知書番号	納税義務者名	備考
5076471	梅原 俊幸	

※地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに  
書類の送達があったものとみなす。